

武蔵野市立保育園条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 2 月 20 日

提出者 武蔵野市長 松 下 玲 子

武蔵野市立保育園条例の一部を改正する条例

武蔵野市立保育園条例（昭和33年10月武蔵野市条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

改正前	改正後	説明
第3条 保育園は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号） <u>第19条第1項第2号</u> の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であると同法第20条第1項の規定により市長が認定する乳児又は幼児を、日々保護者の下から通わせて保育を行うことを目的とする。	第3条 保育園は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号） <u>第19条第2号</u> の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であると同法第20条第1項の規定により市長が認定する乳児又は幼児を、日々保護者の下から通わせて保育を行うことを目的とする。	字句の改正

付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（提案理由）

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和4年法律第76号）の施行による子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の改正に伴い、所要の改正をするものである。